平成２３年（再イ）第１４号
青森県つがる市木造菊川榊52番地７
再生債務者　生田　光弘
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月５日まで
平成24年３月８日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２３年（再イ）第９号
鹿児島県鹿屋市吾平町下名3035番地６
再生債務者　松田　和江
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月５日まで
平成24年３月８日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２１年（再イ）第８１７号
大阪府東大阪市布市町１丁目１番44号
再生債務者　徳元　三郎
１　決議に付する変更再生計画案　平成24年３月６日付け変更再生計画案
２　変更再生計画案に対する回答期間　平成24年４月４日まで
平成24年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第２２１号
大阪府河内長野市中片添町28番15号
再生債務者　大和田美貴子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月６日　大阪地方裁判所堺支部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第２号
大分県国東市安岐町塩屋1588番地１
再生債務者　磯貝みえ子
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成24年２月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項４号に定める事由がある。
平成24年３月８日
大分地方裁判所杵築支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第１３号
青森県八戸市南類家４丁目５番Ｂ３―33号
市営住宅
再生債務者　下坪　和人
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年７月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年３月８日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２２年（再イ）第６号
北海道野付郡別海町西春別59番地の９
再生債務者　松田　芳和
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成23年６月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年３月８日
釧路地方裁判所根室支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０１１０号
東京都三鷹市下連雀２―６―４
再生債務者　寺尾　英樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年３月21日まで
平成24年３月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０００４号
長崎県島原市緑町9125番地７
再生債務者　神田　誠
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年３月22日まで
平成24年３月８日
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
北海道赤平市字赤平668番地54
再生債務者　柴田　良之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年４月４日まで
平成24年３月８日
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２３年（再ロ）第７号
北海道旭川市春光台３条７丁目５番地の14
再生債務者　石川　悟
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年４月５日まで
平成24年３月８日　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１１号
兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１丁目４番地の２　２―702号
再生債務者　山下　仁弘
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年４月９日まで
平成24年３月７日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第７号
沖縄県沖縄市安慶田５丁目４番13号
再生債務者　津波古充貴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月７日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（再ロ）第１０号
川崎市高津区野川3916番地　市営住宅１―404
再生債務者　佐藤　洋一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月６日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再ロ）第７１号
大阪府高槻市栄町１丁目２番９―206号
再生債務者　中原　祐次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第９号
名古屋市北区天道町１丁目30番地の１　メイツ黒川204号
再生債務者　戸上　省吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 24 年３月 16 日　埼玉県教育委員会
１　氏名　林　一
免許状の種類、本籍地、授与権者
⑴　中学校教諭１種免許状（国語）、東京都、東京都教育委員会
⑵　高等学校教諭１種免許状（国語）、東京都、東京都教育委員会
⑶　中学校教諭専修免許状（国語）、埼玉県、埼玉県教育委員会
⑷　高等学校教諭専修免許状（国語）、埼玉県、埼玉県教育委員会
２　失効年月日　平成24年３月８日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当